

労働者派遣事業関係資料

I 派遣対象業務

1 現行制度

以下の適用除外業務を除き、労働者派遣事業を行うことができる。

＜適用除外業務＞（法第4条）

- ・ 港湾運送業務
- ・ 建設業務
- ・ 警備業務
- ・ 政令で定める業務（医療関連業務の一部）

【平成15年改正事項】

- ・ 製造業務への労働者派遣を解禁（法附則第4条）
※ 製造業務への労働者派遣については、平成19年2月末までは派遣期間は1年
- ・ 病院等における医業等の医療関連業務について紹介予定派遣を可能とした。（政令第2条）

※ 社会福祉施設への医療関連業務の労働者派遣についても平成15年に可能とした。
※ また、平成18年4月より、医療関連業務について、産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務及びへき地の病院等における医師の業務について、労働者派遣を可能とした。

【参考】製造業務へ労働者派遣を行う際に必要な事項

- ・ 派遣元事業主は、製造業務に労働者派遣を行う事業所について、許可申請書又は届出書にその旨記載すること。（法附則第4条）
- ・ 派遣元事業主は、製造業務に従事する派遣労働者100人当たり1人以上を、当該派遣労働者を専門に担当する派遣元責任者としなければならないこと。（施行規則第29条）
- ・ 製造業務に50人を超える派遣労働者を従事させる派遣先は、製造業務に従事する派遣労働者100人当たり1人以上を、当該派遣労働者を専門に担当する派遣先責任者としなければならないこと。（施行規則第

34条)

※ なお、平成 15 年改正において製造業務への労働者派遣を解禁したことに伴い、派遣元責任者、派遣先責任者の業務に以下のものを追加。

- ・ 派遣元責任者・・・派遣元において安全衛生を統括管理する者及び派遣先との連絡調整（法第 36 条第 5 号）
- ・ 派遣先責任者・・・派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣元事業主との連絡調整（法第 41 条第 5 号）

2 ヒアリングにおける主な意見等

<労働者派遣事業者団体>

- ・ 物の製造の解禁に伴って、請負の専業だった会社が、派遣のライセンスを取って、当協会に加入するという状況が顕著になっている。
- ・ 物の製造の業務の解禁は評価するが、請負契約の実態、請負の実態からみると 1 年は期間が短いと言える。1 日でも早く、この受入期間制限の撤廃もしくは延長を要望しているところ。
- ・ 医業の紹介予定派遣の実績については、まだ正直把握しきれてないが、おそらく実態としてはそう多いとは考えていない。医業における労働力の問題等について、派遣の仕組みをもっと積極的に導入しようということであれば、一般の派遣についても医業は解禁すべきではないかと考える。

<派遣元事業主>

- ・ 物の製造への派遣について、派遣先側の反応として、1 年の期間制限という部分に躊躇が非常に多かった。熟練度が増してきたところで、期間制限が来るので、生産性の向上にはまだまだ貢献できていない。むしろこの派遣を利用することで、生産性が悪くなっているというようなことも言われる。
- ・ クーリングオフの期間をいかにいい形で回避しながら派遣を上手に製造ラインの中で使うかということがポイントになってきている。
- ・ 製造派遣の 1 年の受入期間制限が大きなネックになっている。

<派遣先の企業>

- ・ 物の製造の業務の解禁については、期間が 1 年ということなので、かな

り単純作業でしか使えないという抗議も出ていて、さらに1年後はクーリングオフ期間3ヶ月必要ということで、なかなか実際の利用は思うように進まない実態にある。

<製造業の請負事業者団体>

- ・ 製造業の生産現場における外部労働力の活用という観点からいくと、労働力の外部的な調達という面において、請負の形態が派遣の形態よりも機能的であり、ある程度まとまりのある業務を要する相当数の労働者を調達する場合においては、生産請負方式による方が効率的であり、また技能の蓄積、継承の観点から、期間制限のある派遣形態よりも、そのような限定のない請負形態のほうがより効果的で、請負形態のほうが派遣よりも馴染むものであると思っている。さらに、労働者にとっても、請負では雇用と使用が一致するので、雇用の安定にもつながり、労働者派遣に比べて好ましいものと考えている。
- ・ 労働者派遣法が改正されて以来、製造業の生産現場においては、労働者派遣の活用が非常に広まっている。半数以上の会社が労働者派遣事業の許可を取得し、労働者派遣のニーズに応じる体制をつくっている。
- ・ 今後の動きについて、労働者派遣が製造業の生産現場において、労働力の確保・雇用という観点からどのようなウェイトを占めるのか定かではない。
- ・ 労働者派遣が認められてから、売り上げに占める派遣の割合は15%程度であり、1年の期間限定があるのでこのようなものではないかと思っている。ただ、請負業は、労働者派遣はなじまないと認識しており、そんなに伸びるとは思っていない。製造業においては、フリーターと言われる人が非常に多く、製造の経験のある人というのは極めて少ないため、品質、災害の問題からも、請負契約できちんとした管理監督者のもとに仕事をすることが望ましいと思う。

<製造業の請負事業者>

- ・ 一時的・臨時的な業務については派遣、継続的な業務については請負で行うというのが基本的な形態であるが、顧客のニーズに対応できるよう、労働者派遣のライセンスをとって、両方のサービスができるようにしている。
- ・ 派遣で来た人がすぐに製造工程に従事できるということは考えにくいと思う。よって、結果としては、1年という縛りの中で派遣を使うとすれば、使うメーカー側もスキルを要求されるところに従事させることはできないのではないかと。特に、半導体とか、前工程は請負でないで

きないだろう。

【参考】実態調査結果におけるポイント

＜派遣元事業所調査＞

- ・ 医療関係業務への紹介予定派遣については、一般派遣元事業所のうち、すでに行っている事業所が3.0%、今後行う予定の事業所が11.4%となっている。今後行う予定はないとした事業所は80.4%となっている。
- ・ 物の製造業務への労働者派遣について、一般派遣元事業所のうち、すでに行っている事業所が15.4%、今後行う予定の事業所が12.9%となっている。今後行う予定はないとした事業所は66.8%となっている。
- ・ 平成17年9月1日現在派遣されている労働者の平均は、一般派遣元事業所で男性59.2人、女性41.5人であり、特定派遣元事業所で男性14.4人、女性12.0人となっている。（物の製造業務へ労働者派遣を行っている事業所のみ）
- ・ 常用の派遣労働者についての教育訓練の受講率が80%を超える事業所の割合は、一般派遣元事業所で33.1%、特定派遣元事業所で56.3%であり、一般労働者派遣事業における登録型等の派遣労働者については65.3%となっている。（物の製造業務に従事する労働者に係るものに限る。）

＜派遣先調査＞

- ・ 物の製造業務においての最長3年までの労働者派遣の利用意向については、現在請負を活用している業務について利用したい（25.0%）、現在請負を活用している業務以外の新規の業務について利用したい（16.9%）、現在請負を活用している業務と現在請負を活用している業務以外の新規の業務の両方について活用したい（31.1%）、利用したくない（6.8%）となっている。

＜請負事業所調査＞

- ・ 製造業務への労働者派遣の実施希望については、行いたい、もしくは行っているとする事業所が74.5%、行いたくないとする事業所が15.6%となっており、行いたい、もしくは行っている理由としては、ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応できる（9.1%）、市場のニーズが高い（8.4%）、発注者が派遣を希望

している（５．６％）の順に多くなっている。一方の行いたくない理由としては、労働者派遣事業の許可・届出が必要になる（１６．７％）、派遣期間の制限がある（１０．０％）、発注者が請負を希望している（６．７％）の順となっている。

<請負発注者調査>

（製造業務への労働者派遣）

- ・ 労働者派遣の利用意向については、現在請負を活用している業務について利用したい（２４．３％）、現在請負を活用している業務以外の新規の業務について利用したい（６．２％）、現在請負を活用している業務と、現在は請負を活用していない新規の業務の両方について活用したい（１０．６％）、利用したくない（３０．１％）となっている。
- ・ 労働者派遣を利用したい理由としては、ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応してもらえる（３６．９％）、労働者に直接指揮命令ができる（１５．０％）、コストが安くなると思われる（３．２％）の順に多くなっている。
- ・ 労働者派遣を利用したくない理由としては、１年の派遣期間の制限がある（２８．４％）、就業管理の負担が増大する（５．７％）、コストが高くなると思われる（４．６％）の順に多くなっている。

<請負労働者調査>

（物の製造の業務への派遣解禁について）

- ・ 派遣労働者として働く希望についてみると、有とする者が１３．０％、無とする者が２９．８％、どちらでもないとする者が４８．４％であり、派遣という制度を知らないとする者が６．０％となっている。

製造業における派遣労働者数

(「派遣労働者実態調査結果の概況」、平成17年9月、厚生労働省統計情報部発表)

派遣労働者数及び性別構成比

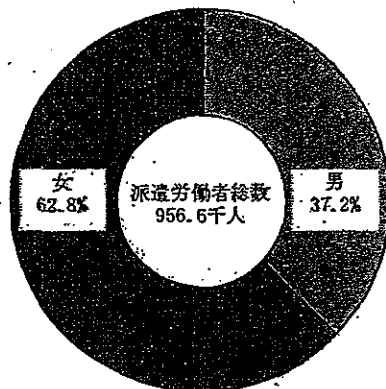


表2 産業・事業所規模別派遣労働者数及び性別構成比

産業・事業所規模	派遣労働者計		男	女
	千人	%	%	%
総数	956.6	100.0	37.2	62.8
鉱業	0.0	*	*	*
建設業	23.2	100.0	19.7	80.3
製造業	314.4	100.0	54.8	45.2
消費関連製造業	55.9	100.0	44.5	55.5
素材関連製造業	70.3	100.0	43.9	56.1
機械関連製造業	188.1	100.0	62.0	38.0
電気・ガス・熱供給・水道業	1.8	100.0	18.9	81.1
情報通信業	71.9	100.0	33.7	66.3
運輸業	99.4	100.0	72.0	28.0
卸売・小売業	128.5	100.0	22.9	77.1
卸売業	75.5	100.0	19.5	80.5
小売業	53.1	100.0	27.9	72.1
金融・保険業	127.7	100.0	7.5	92.5
不動産業	9.6	100.0	35.1	64.9
飲食店、宿泊業	24.8	100.0	21.5	78.5
医療、福祉	31.7	100.0	16.1	83.9
教育、学習支援業	10.2	100.0	20.6	79.4
複合サービス事業	1.5	100.0	28.3	71.7
サービス業(他に分類されないもの)	111.8	100.0	24.4	75.6
生活関連サービス業	23.4	100.0	23.3	76.7
事業関連等サービス業	88.4	100.0	24.7	75.3
事業所規模				
500人以上	268.7	100.0	42.1	57.9
100～499人	342.6	100.0	29.8	70.2
30～99人	345.3	100.0	40.7	59.3

注：調査期日(平成16年8月31日)現在で就業している派遣労働者を派遣先の事業所で把握し、産業・事業所規模別に集計した。

性、現在行っている派遣業務別派遣労働者の構成比

(単位：％)

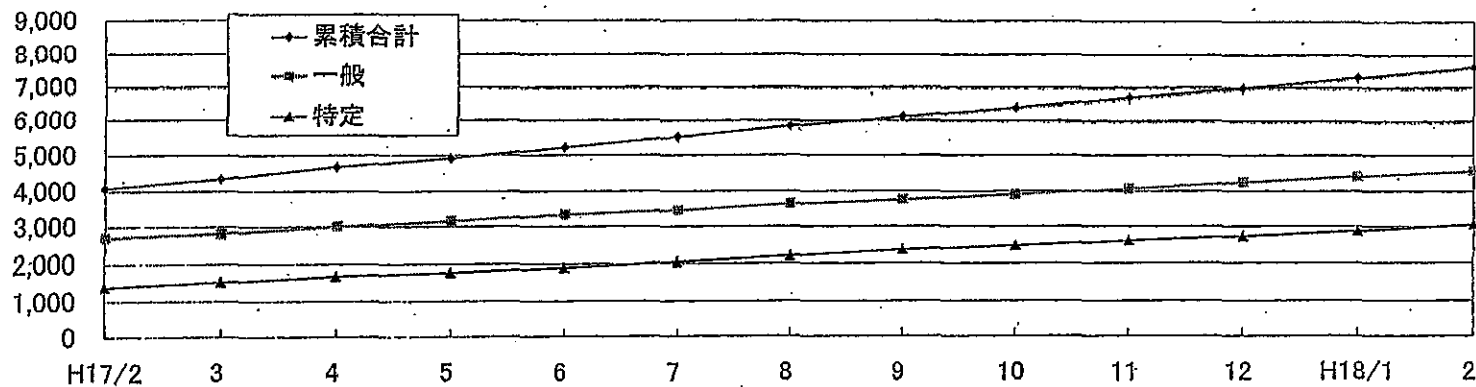
性	派遣労働者総数	政令で定める26業務（複数回答）															
		ソフトウェア開発 (1号)	機械設計 (2号)	放送機器 等操作 (3号)	放送番組 等演出 (4号)	事務用機 器操作 (5号)	通訳、翻 訳、速記 (6号)	秘書 (7号)	ファイリン グ (8号)	調査 (9号)	財務処理 (10号)	取引文書 作成 (11号)	デモンス トレーショ ン (12号)	添乗 (13号)	建築物清 掃 (14号)	建築設備 運転、点 検、整備 (15号)	案内・受 付、駐車 場管理等 (16号)
総 数	100.0	4.1	4.7	0.4	0.1	25.4	1.2	1.7	22.8	1.7	5.1	3.6	0.4	0.5	1.8	1.1	5.3
男	100.0	9.1	11.1	0.6	0.2	5.6	0.4	0.1	3.8	1.8	0.7	0.9	0.4	0.2	1.9	2.8	1.8
女	100.0	1.1	0.8	0.3	0.1	37.0	1.7	2.6	34.0	1.5	7.7	5.2	0.4	0.7	1.7	0.1	7.4
性	政令で定める26業務（複数回答）											政令で定める26業務以外の業務（複数回答）					
	研究開発 (17号)	事業の実 施体制の 企画、立 案 (18号)	書籍等の 制作・編 集 (19号)	広告デザ イン (20号)	インテリア コーデ ィネータ (21号)	アナウン サー (22号)	OAインス トラクショ ン (23号)	テレマー ケティン グの営業 (24号)	セールスエ ンジニア の営業、 金融商 品の営 業 (25号)	放送番組 等におけ る大道具 ・小道具 (26号)	営業(24・ 25を除く)	販売	一般事務	介護	医療関連 業務	物の製造	その他
総 数	4.7	0.4	1.3	0.5	0.1	0.1	1.1	1.8	0.6	0.1	1.2	3.3	34.1	0.6	2.3	13.9	16.7
男	8.1	0.6	1.4	0.1	0.1	0.0	0.6	0.7	0.7	0.2	0.9	2.3	8.5	0.3	0.9	29.3	25.8
女	2.8	0.2	1.3	0.8	0.0	0.1	1.4	2.4	0.5	0.0	1.4	3.8	49.2	0.8	3.1	4.9	11.4

製造業務への労働者派遣の届出事業所数

() 内対前月比増減%

	H17/2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H18/1	2
累積合計	4,090 (6.7%増)	4,337 (6.0%増)	4,681 (7.9%増)	4,923 (5.2%増)	5,217 (6.0%増)	5,496 (5.3%増)	5,829 (6.1%増)	6,118 (5.0%増)	6,386 (4.4%増)	6,687 (4.7%増)	6,979 (4.4%増)	7,288 (4.4%増)	7,631 (4.7%増)
一般	2,697 (5.1%増)	2,812 (4.3%増)	3,009 (7.0%増)	3,154 (4.8%増)	3,318 (5.2%増)	3,448 (3.9%増)	3,631 (5.3%増)	3,758 (3.5%増)	3,909 (4.0%増)	4,071 (4.1%増)	4,245 (4.3%増)	4,415 (4.0%増)	4,577 (3.7%増)
特定	1,393 (9.8%増)	1,525 (9.5%増)	1,672 (9.6%増)	1,769 (5.8%増)	1,899 (7.3%増)	2,048 (7.8%増)	2,198 (7.3%増)	2,360 (7.4%増)	2,477 (5.0%増)	2,616 (5.6%増)	2,734 (4.5%増)	2,873 (5.1%増)	3,054 (6.3%増)

製造業務への労働者派遣の届出事業所数



【資料出所】 厚生労働省職業安定局需給調整事業課集計

※一般労働者派遣事業を行う事業所については、新規許可事業所のうち製造業務への労働者派遣を行う者及び既に一般労働者派遣事業の許可を取得していた事業所のうち製造業務への労働者派遣を行う旨を届け出た者を合計した事業所数。
 特定労働者派遣事業を行う事業所については、新規届出事業所のうち製造業務への労働者派遣を行う者及び既に特定労働者派遣事業の届出を行っていた事業所のうち製造業務への労働者派遣を行う旨を届け出た者を合計した事業所数。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（概要）

○ 労働者派遣事業とは

- ・ 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることを業として行うもの。
- ・ 派遣元事業主と派遣労働者との間には雇用関係があり、派遣先と派遣労働者との間には指揮命令関係が存在する。

○ 請負とは

- ・ 当事者の一方（請負事業者）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文主）がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約。（民法第632条）
- ・ 請負事業者と請負労働者との間には雇用関係があるが、注文主と請負労働者との間には雇用関係も指揮命令関係も存在しない。

労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分

○ 請負の形式による契約により行う事業主であっても、以下のすべてを満たしていない場合には、労働者派遣事業を行う者と判断される。

1 自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。

- ① 業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - ・ 業務の遂行方法に関する指示その他の管理
 - ・ 業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理
- ② 労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - ・ 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理
 - ・ 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理
- ③ 企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。
 - ・ 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理
 - ・ 労働者の配置等の決定及び変更

2 当該業務を自己の業務として相手から独立して処理するものであること。

- ① 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
- ② 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主のすべての責任を負うこと。
- ③ 単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

①派遣対象業務の拡大について

※＜＞内は平成14年実態調査の数値

【派遣元事業所調査】

表1. 物の製造業務への労働者派遣の予定について

(単位:所、%)

	総数	すでに 行っている	今後行う 予定	行う予定 はない	不明
一般	806	124	104	538	40
	100	15.4	12.9	66.8	5.0
特定	640	16	47	539	38
	100	2.5	7.3	84.2	5.9

表2. 医療関係業務への紹介予定派遣について

(単位:所、%)

	総数	すでに 行っている	今後行う 予定	行う予定 はない	不明
一般	806	24	92	648	42
	100	3.0	11.4	80.4	5.2
特定	640	6	13	567	54
	100	0.9	2.0	88.6	8.4

表3. 医療関係業務への労働者派遣についての考え方

(単位:所、%)

	総数	紹介予定 派遣に限 らずより 拡大して いくべき	現行のま ま	紹介予定 派遣にお いても認 めるべき でない	その他	不明
一般	806	246	355	76	21	108
	100	30.5	44.0	9.4	2.6	13.4
特定	640	131	227	48	46	188
	100	20.5	35.5	7.5	7.2	29.4

表4. 事業所が雇用している派遣労働者数(平成17年9月1日現在)(物の製造業務へ労働者派遣を行っている事業所のみ)

(単位:所、%)

			総数	0人	1~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	不明	平均(人)
現在派遣されている労働者	男性	一般	124	0	43	14	14	16	9	12	16	59.2
			100	0.0	34.7	11.3	11.3	12.9	7.3	9.7	12.9	
		特定	16	0	7	3	1	3	0	0	2	14.4
			100	0.0	43.8	18.8	6.3	18.8	0.0	0.0	12.5	
	女性	一般	124	0	28	16	8	17	3	7	45	41.5
			100	0.0	22.6	12.9	6.5	13.7	2.4	5.7	36.3	
		特定	16	0	5	0	1	0	1	0	9	12.0
			100	0.0	31.3	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0	56.3	
派遣されている労働者のうち登録制度の利用者	男性	一般	124	0	25	8	7	7	3	4	70	55.3
			100	0.0	20.2	6.5	5.7	5.7	2.4	3.2	56.5	
		特定	16	0	2	0	1	0	0	0	13	8.0
			100	0.0	12.5	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	81.3	
	女性	一般	124	0	17	8	1	8	3	4	83	45.3
			100	0.0	13.7	6.5	0.8	6.5	2.4	3.2	66.9	
		特定	16	0	0	0	0	0	1	0	15	50.0
			100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	93.8	
雇用されている労働者で、現在派遣されていないが、派遣されることもある者	男性	一般	124	0	3	3	2	0	1	3	112	39.3
			100	0.0	2.4	2.4	1.6	0.0	0.8	2.4	90.3	
		特定	16	0	1	2	0	1	0	1	11	82.2
			100	0.0	6.3	12.5	0.0	6.3	0.0	6.3	68.8	
	女性	一般	124	0	3	4	0	0	3	2	112	34.5
			100	0.0	2.4	3.2	0.0	0.0	2.4	1.6	90.3	
		特定	16	0	4	0	0	0	0	0	12	4.0
			100	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	
登録者のうち、現在派遣されていない者	男性	一般	124	0	4	6	4	4	8	16	84	389.5
			100	0.0	3.2	4.8	3.2	3.2	4.8	12.9	67.7	
		特定	16	0	0	0	0	0	0	1	15	100.0
			100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	93.8	
	女性	一般	124	0	4	7	6	1	5	15	86	395.0
			100	0.0	3.2	5.7	4.8	0.8	4.0	12.1	69.4	
		特定	16	0	0	0	0	0	0	1	15	100.0
			100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	93.8	

表5. 派遣契約の期間ごとの件数及び平均契約期間(平成17年9月1日現在)

(単位:件、%)

業務		派遣契約期間							平均契約期間(単位:カ月)
		1カ月未満	1カ月以上3カ月未満	3ヶ月以上6カ月未満	6カ月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	計	
物の製造	一般	256	1401	1064	1260	267	11	4259	7.1
		6.0	32.9	25.0	29.6	6.3	0.3	100	
	特定	0	11	34	46	52	3	146	11.7
		0.0	7.5	23.3	31.5	35.6	2.1	100	

表6. 派遣契約の通算契約期間の件数及び平均通算契約期間(平成17年9月1日現在)
(単位:件、%)

業務		通算契約期間					平均通算 契約期間 (単位:カ 月)
		6カ月未 満	6カ月以 上12カ月 未満	12カ月以 上3年未 満	3年以上	計	
物の製造	一般	1239	1735	748	74	3796	8.6
		32.6	45.7	19.7	2.0	100	
	特定	25	40	50	13	128	17.3
		19.5	31.3	39.1	10.2	100	

表7. 物の製造に係る派遣労働者の教育訓練受講率(平成17年9月1日現在)
(単位:所、%)

		該当事業 所	0~20% 0%	21~40% 0%	41~60% 0%	61~80% 0%	81~100% 0%	不明	平均(%)
常用の派遣労働者	一般	124	6	0	7	5	41	65	83.3
		100	4.8	0.0	5.7	4.0	33.1	52.4	
	特定	16	2	0	2	2	9	1	77.7
		100	12.5	0.0	12.5	12.5	56.3	6.3	
登録型等の派遣労働者	一般	124	8	1	7	3	24	81	71.8
		100	6.5	0.8	5.7	2.4	19.4	65.3	

表8. 物の製造に係る派遣労働者の平均教育訓練期間(平成17年9月1日現在)
(単位:所、%)

		該当事業 所	0日	1~2日	3~6日	7~13日	14~31 日	32日以 上	不明	平均(日)
常用の派遣労働者	一般	124	0	37	13	7	3	0	64	3.5
		100	0.0	29.8	10.5	5.7	2.4	0.0	51.6	
	特定	16	0	8	3	2	1	1	1	11.0
		100	0.0	50.0	18.8	12.5	6.3	6.3	6.3	
登録型等の派遣労働者	一般	124	0	33	10	1	0	0	80	2.0
		100	0.0	26.6	8.1	0.8	0.0	0.0	64.5	

表9. 物の製造に係る派遣労働者の派遣元による教育訓練の方法(複数回答)
(単位:所、%)

	該当事業 所	派遣元で のoff-J T	派遣元で のOJT	派遣先内 での訓練	他の教育 訓練施設 への委託	その他	不明
一般	124	63	31	57	8	3	22
	100	50.8	25.0	46.0	6.5	2.4	17.7
特定	16	9	6	8	3	0	0
	100	56.3	37.5	50.0	18.8	0.0	0.0

表10. 物の製造に係る派遣元責任者の選任数
(単位:所、%)

	該当事業 所	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10人以 上	不明	平均(人)
一般	124	61	21	8	7	5	7	3	12	2.4
	100	49.2	16.9	6.5	5.7	4.0	5.7	2.4	9.7	
特定	16	12	3	1	0	0	0	0	0	1.3
	100	75.0	18.8	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

表11. 物の製造に係る派遣元責任者を統括する立場の者の有無
(単位;所、%)

	該当事業所	いる	いない	不明
一般	124	73	9	42
	100	58.9	7.3	33.9
特定	16	7	1	8
	100	43.8	6.3	50.0

『派遣先調査』

表12. 物の製造業務において派遣を活用する理由(物の製造業務に派遣を活用している事業所のみ)(複数回答)
(単位;所、%)

該当事業所	ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応してもらえるから	労働者に直接指揮命令ができるから	機械、設備等を貸し出す必要がないから	特別の能力を有する物が必要だから	労働者の就業管理を行うことができるから	コストが安くなると思われるため	請負事業者の技術等のレベルが低いため	その他	不明
148	128	84	32	18	28	47	4	3	6
100	86.5	56.8	21.6	12.2	18.9	31.8	2.7	2.0	4.1

表13. 物の製造業における最長3年までの労働者派遣の利用意向(物の製造業務に派遣を活用している事業所のみ)
(単位;所、%)

該当事業所	現在請負を活用している業務について利用したい	現在請負を活用している業務以外の新規の業務について利用したい	現在請負を活用している業務と、現在は請負を活用していない新規の業務の両方について活用した	利用したくない	不明
148	37	25	46	10	30
100	25.0	16.9	31.1	6.8	20.3

表14. 利用したい理由(利用したいと答えた事業所のみ)

(単位;所、%)

該当事業所	ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応してもらえるから	労働者に直接指揮命令ができるから	機械、設備等を貸し出す必要がないから	労働者の就業管理を行うことができるから	コストが安くなると思われるため	請負事業者の技術等のレベルが低いため	その他	不明
108	34	8	0	0	3	1	0	62
100	31.5	7.4	0.0	0.0	2.8	0.9	0.0	57.4

表15. 利用したくない理由(利用したくないと答えた事業所のみ)

(単位:所、%)

該当事業所	就業管理の負担が増大するため	コストが高くなると思われるため	派遣期間の制限があるため	派遣先としての責任が生じるため	派遣労働者の技術が低いと思われるため	労働者間の連携に不足が生じると思われるため	産業、企業秘密の保持が難しいため	その他	不明
148	0	0	2	1	1	1	0	1	4
100	0.0	0.0	20.0	10.0	10.0	10.0	0.0	10.0	40.0

表16. 物の製造に係る派遣先責任者の選任数(物の製造業務に派遣を活用している事業所のみ)

(単位:所、%)

該当事業所	1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10人以上	不明	平均(人)
148	92	13	10	8	5	4	10	6	3.7
100	62.2	8.8	6.8	5.4	3.4	2.7	6.8	4.1	

表17. 物の製造に係る派遣先責任者を統括する立場の者の有無(物の製造業務に派遣を活用している事業所のみ)

(単位:所、%)

該当事業所	いる	いない	不明
148	56	25	67
100	37.8	16.9	45.3

【請負事業者調査】

表18. 物の製造業務への労働者派遣の実施希望

(単位:所、%)

総数	行いたい	行っている	行いたくない	不明
192	62	81	30	19
100	32.3	42.2	15.6	9.9
<219>	<161>		<52>	<6>
<100>	<73.5>		<23.7>	<2.7>

表19. 派遣を行いたい、もしくは行っている理由

(単位:所、%)

該当事業所	ラインの一部等に少人数の増員が必要となったときに迅速に対応できるから	労働者に直接指揮命令してもらえるから	機械、設備等を借りる必要がないから	派遣先にも使用責任があるから	市場のニーズが高いから	発注者が派遣を希望しているから	ビジネスチャンスが拡大するから	その他	不明
143	13	3	0	0	12	8	4	0	103
100	9.1	2.1	0.0	0.0	8.4	5.6	2.8	0.0	72.0
<161>	<101>	<56>	<36>	<31>	<81>	<33>	<114>	<5>	<0>
<100>	<62.7>	<28.0>	<22.4>	<19.3>	<50.3>	<20.5>	<70.8>	<3.1>	<0.0>

表20. 派遣を行いたくない理由

(単位:所、%)

該当事業所	労働者派遣事業の許可・届出を取得しないといけないため	コストが高くなると思われるため	派遣期間の制限があるため	派遣元としての派遣法上の責任が生じるため	発注者が請負を希望しているから	その他	不明
30	5	2	3	0	2	5	13
100	16.7	6.7	10.0	0.0	6.7	16.7	43.3
<52>	<21>	<16>	<23>	<10>	<26>	<4>	<1>
<100>	<40.4>	<30.8>	<44.2>	<19.2>	<50.0>	<7.7>	<1.9>

表21. 現在請負で行っている業務を労働者派遣の形態で実施する場合の方法

(単位:所、%)

総数	すべて派遣に切り替えたい	請負を基本としつつ、業務量の変動に応じ派遣も活用したい	派遣を基本としつつ、一部の業務では請負も活用したい	不明
192	15	115	43	19
100	7.8	59.9	22.4	9.9
<219>	<5>	<164>	<23>	<27>
<100>	<2.3>	<74.9>	<10.5>	<12.3>

【請負発注者調査】

表22. 「物の製造」の業務における労働者派遣の利用意向

(単位:所、%)

総数	現在派遣を利用している	現在請負を活用している業務について利用したい	現在請負を活用している業務以外の新規の業務について利用したい	現在請負を活用している業務と、現在は請負を活用していない新規の業務の両方について活用した	利用したくない	不明
292	67	71	18	31	88	17
100	23.0	24.3	6.2	10.6	30.1	5.8

表23. 労働者派遣を利用している、もしくは利用したい理由(利用したくない事業所以外)(複数回答)

(単位:所、%)

該当事業所	ラインの一部等に少数の増員が必要となったときに迅速に対応してもらえるから	労働者に直接指揮命令ができるから	機械、設備等を貸し出す必要がないから	労働者の就業管理を行うことができるから	コストが安くなると思われるため	請負事業者の技術等のレベルが低い	その他	不明
187	69	28	3	3	6	1	3	74
100	36.9	15.0	1.6	1.6	3.2	0.5	1.6	39.6
<188>	<152>	<56>	<14>	<13>	<37>	<6>	<0>	<0>
<100>	<80.9>	<29.8>	<7.4>	<6.9>	<19.7>	<3.2>	<0.0>	<0.0>

表24. 労働者派遣を利用したくない理由(利用したくない事業所のみ)(複数回答)

(単位:所、%)

該当事業所	就業管理の負担が増大するため	コストが高くなると思われるため	1年の派遣期間の制限があるため	派遣先としての責任が生じるため	派遣労働者の技術が低いと思われるため	労働時間の連携に不足が生じると思われるため	産業、企業秘密の保持が難しいため	その他	不明
88	5	4	25	2	3	2	2	2	43
100	5.7	4.6	28.4	2.3	3.4	2.3	2.3	2.3	48.9
<136>	<48>	<39>	<95>	<31>				<7>	<2>
<100>	<35.3>	<28.7>	<69.9>	<22.8>				<5.1>	<1.5>

【請負労働者調査】

表25. 「物の製造」の業務への派遣解禁について、請負労働者ではなく、派遣労働者として働く希望

(単位:人、%)

	総数	有	無	どちらでもない	派遣という制度を知らない	不明
総数	554	72	165	268	33	16
	100.0	13.0	29.8	48.4	6.0	2.9
女性	165	31	37	81	10	6
	100.0	18.8	22.4	49.1	6.1	3.6
男性	387	41	128	185	23	10
	100.0	10.6	33.1	47.8	5.9	2.6
管理者	47	7	23	15	0	2
	100.0	14.9	48.9	31.9	0.0	4.3
現場作業のリーダー	104	16	37	41	5	5
	100.0	15.4	35.6	39.4	4.8	4.8
一般の現場労働者	350	42	97	181	25	5
	100.0	12.0	27.7	51.7	7.1	1.4